

労働者派遣法第 30 条の 4 条第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社共同システムサービス（以下「会社」という）と株式会社共同システムサービスの労働者を代表する者である相田瞳は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という）第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

第 1 条（対象となる派遣労働者の範囲）

本協定は、会社が雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者（以下「派遣社員」という）に適用する。会社は一の労働契約の契約期間中に、当該労働契約に係る派遣社員について、派遣先の変更を理由として、本協定の適用から除外しない。ただし、派遣社員が希望する就業機会を提供するため、その他特段の事情があって、派遣社員から合意を得たときは、当該派遣社員は本協定の適用を除外されるものとする。

2 派遣社員については、派遣先が変更される頻度が高く、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐため、本協定の対象とするものである。

第 2 条（賃金の決定方法）

派遣社員の賃金の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「令和 2 年 10 月 20 日職発 1020 第 3 号「令和 3 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」」（以下「通達」という）に定める職業安定業務統計の大分類・中分類・小分類による。

※単一業務で特定できる場合は小分類とし、複数の業務が混在し小分類で特定できない場合においては中分類または大分類によるものとする。

- (2) 地域調整については、通達に定めるハローワーク別地域指数とする。
- (3) 退職金については、通達に従い一般労働者の退職給付等の費用割合である 6%を適用し、(1) 記載の職業安定業務統計の大分類・中分類・小分類で示される金額（賞与相

当額を含む) にハローワーク別地域指数を乗じた後、1.06 を乗じる。

(4) 通達に定める能力・経験調整指数は派遣社員が派遣先で従事する業務内容、難易度を勘案し、下表に従い、それぞれの等級に対応する能力・経験調整指数を用いるものとする。

等級	能力・経験調整指数
4 (リーダー)	10 年の能力・経験調整指数
3 (熟練者)	5 年の能力・経験調整指数
2 (多能工者)	1 年の能力・経験調整指数
1 (作業者)	0 年の能力・経験調整指数

2 賃金は、前項に従い算出された金額と同等以上の金額とし、各派遣社員の派遣先の職務の内容(難易度、責任の程度含む)職務の成果等を勘案し、派遣社員の就業規則・賃金規程に基づき個別に定めるものとする。

3 会社は第 4 条第 1 項に定められる派遣社員の勤務評価の結果、派遣先で従事する職務内容に変更が無い場合であっても、スキルの向上があると認められた場合には賃金額を上昇させることがある。

第 3 条 (通勤手当)

派遣社員の通勤手当は、会社所定の算定方法に従い、通勤に要する実費に相当する額を月額上限 3 万円の範囲内で支給する。

第 4 条 (賃金の決定にあたっての評価)

派遣就業開始から 1 年を経過することとなる日(以下「1 年経過日」という)まで継続して派遣される派遣社員に対しては、1 年経過日までの間の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価する。

2 前項により確定した評価の結果は、第 2 条第 1 項第 4 号に定める派遣社員の等級区分の変更、同条第 3 項に定められる昇給の要否及びその額等の賃金決定の判断に使用する。

第5条（賃金以外の待遇）

派遣社員に対する福利厚生その他の賃金以外の待遇については、会社が雇用する通常の労働者の待遇との間において、当該派遣社員及び通常の労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違が生じることのないものとし、派遣社員に適用される就業規則等に定める。

2 前項のほか、派遣先が派遣社員に対し、労働者派遣法第40条第2項及び第3項に基づき行う教育訓練及び福利厚生を実施するときは、派遣社員は、それらを受けることができる。

第6条（教育訓練）

労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める教育訓練実施計画に従って実施する。

第7条（その他）

本協定に定めのない事項は、派遣社員に適用される就業規則及び労働契約によるものとする。

第8条（有効期間）

本協定の有効期間は2021年4月1日から2023年3月31日までの2年間とする。

協定の成立日 2021年3月4日

（使用者）

株式会社共同システムサービス
代表取締役 菅原勝彦 印

（労働者代表）

株式会社共同システムサービス
業務管理部 相田瞳 印